

編集発行人 株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
株式会社FPシミュレーション 代表取締役・税理士 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

特例物納の申請期限迫る!

Q: 相続税の延納から物納への切替えが出来るそうですが、詳しく教えてください。

A: 平成6年度の改正により、延納で納めている相続税を物納で納めること(特例物納)が認められています。

(1)対象者

この特例物納の申請ができる人は、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続等により土地を取得した個人で、延納の許可を受けている人。

(2)特例物納対象資産

相続財産のうち、土地のみ(管理又は処分するのに適当なもの)。

(3)物納できる税額

当初の延納税額から6年3月31日までにその納期限が到来している分納税額を控除した残額で、延納によっても納付することができない額。

(4)申請内容の変更

特例物納の申請は1回限りされていますが、申請内容の訂正(例えば、物納申請の土地を別の土地に変更すること)は出来ます。

(5)利子税の取扱い

特例物納が許可されますと、申請書提出の翌日以降については、利子税の納付は必要ありませんので、申請が早いほど利子税分が有利になります。

(6)申請期限

今年9月30日までですので、申請をされる方はお早目に。

